

## こどもがカート等の乗り物を運転する施設等の点検（概要）

こども家庭庁設立準備室  
消費者庁  
令和 4 年 12 月 2 日

### 1. 日本自動車連盟（JAF）への要請【ゴーカート】

こども家庭庁設立準備室及び消費者庁から、スポーツ庁を通じて、JAF に対し、11 月 2 日付けで以下 3 点を要請。

- (1) カート競技に係る安全点検の実施
- (2) カート競技以外（体験イベント等含む）に係る安全対策<sup>※1</sup>の徹底
- (3) カート競技以外に係るガイドラインの策定

※1 安全対策の内容として以下を記載

- ・カート車両及びサーキット等走行用施設の保守点検を徹底すること
- ・カート車両の性能に応じた対象年齢の確認を徹底すること
- ・観客席等周囲の消費者を含め安全が確保された環境を整備すること
- ・運転するこどもに対する禁止事項等の事前説明を確実に行うこと

JAF から、こども向けイベントを実施している可能性がある登録カートクラブ・団体等（177 団体）に対して幅広く依頼。11 月 28 日時点で以下の報告を受けた。

#### (1) カート競技に係る安全点検

38 団体からこども向けのカート競技を実施している旨の回答があり、すべての団体から安全点検実施済との回答を得た。

#### (2) カート競技以外（体験イベント等含む）に係る安全対策の徹底

47 団体からカート競技以外（体験イベント等含む）でこどもに乗り物を運転させている場合がある旨の回答があり、そのうち 45 団体から安全点検実施済との回答を得た。

#### (3) カート競技以外に係るガイドラインの策定

JAF において、運転（体験）者・コース・車両の安全対策等を内容とする新たなガイドラインの検討を開始した<sup>※2</sup>。

※2 12 月 2 日に骨子となる当面の安全対策を公示。専門部会での審議も踏まえ、年内に取りまとめ予定。

## 2. 乗り物関係団体又は関係施設に対する要請【他の乗り物】

こどもがゴーカート等の乗り物<sup>※3</sup>を運転する類似事例について、施設運営者や体験イベントの企画等が想定される事業者に対し、所管省庁を通じて安全対策に関する注意喚起を行うとともに、観客席を含めた自主的な安全点検の実施を要請。

※3 公的な場での運転が禁止又は免許制とされており、原動機（エンジン、モーター等）を動力源とした歩行速度を上回るスピードが出る乗り物について、私有地等でこども自身に運転を体験させる施設等を対象とした。

### (1) 遊園地の乗り物

経済産業省から下記団体等に対し、安全対策の徹底及び安全点検の実施について各団体内への周知を要請した。

- ・東日本遊園地協会
- ・西日本遊園地協会

### (2) 商業施設内やアミューズメント施設を含めた遊戯施設の乗り物

経済産業省から下記団体に対し、安全対策の徹底及び安全点検の実施について各団体内への周知を要請した。

- ・一般社団法人日本ショッピングセンター協会
- ・一般社団法人日本アミューズメント産業協会
- ・一般社団法人日本イベント産業振興協会

### (3) 都市公園内の乗り物

国土交通省から、北海道開発局及び各地方整備局を通じて、各管内の公園管理者等に対し、安全対策の徹底及び安全点検の実施を要請した。

### (4) 他のモータースポーツ（モトクロス、ロードレース等）

スポーツ庁から、JAF を通じて、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会に対し、経済産業省から日本スノーモバイル安全普及協会に対し、安全対策の徹底及び安全点検の実施を要請した。

### (5) 事件事例のある個別事業者

消費者庁及び国民生活センターが運営する事故情報データベースに寄せられた事故情報に基づき、関係省庁を通じて、個別の事業者に対し、安全対策の徹底及び安全点検の実施を要請した。

以上